

青森県報

号外第六十三号

平成二十四年
十一月三十日
(金曜日)

目 次

条 例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…	(人事課) … 二
青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例 の一部を改正する条例…	() … 二
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例…	() … 三
青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例	() … 五

条 例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十一月三十日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六十七号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百三十七・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五十五」を「百分の百四十五」に改める。

第二条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百三十二・五」に、「百分の百四十五」を「百分の百五十」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十八号

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（昭和三十八年十二月青森県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「百分の百三十七・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五十五」を「百分の百四十五」に改める。

第二条 青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百三十二・五」に、「百分の百四十五」を「百分の百五十」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十九号

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「百分の百三十七・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百三十七・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の八十」を「百分の七十五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百七・五」に、「百分の七十」を「百分の六十五」に改める。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十九条第二項及び第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百三十二・五」に、「百分の百二・五」を「百分の九十七・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百十二・五」に改める。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百三十七・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五十五」を「百分の百五十」に改める。

第四条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百三十二・五」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百三十七・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五十五」を「百分の百五十」に改める。

第六条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百三十二・五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十一月三十日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七十号

青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例

第一条 青森県議会議員の期末手当支給条例（昭和三十一年四月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十五」に改める。

第二条 青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「百分の百四十、」を「百分の百三十五、」に、「百分の百四十五」を「百分の百五十」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭